

東久留米市自殺対策計画を策定しました

自殺対策のこれまでの取り組みにより、我が国の自殺者は大きく減少しているものの、平成30年に14人の東久留米市民が自殺に追い込まれています。

そこで、市では、「生きることの包括的な支援」として自殺対策の推進をはかるため「東久留米市自殺対策計画（通称東くるめほっとプラン）」を策定しました。

策定にあたっては、平成30年度には12歳以上の市民を対象とした「こころの健康に関するアンケート」を実施し、平成31年度には東久留米市自殺対策推進協議会等を設置して協議・検討を行ってまいりました。

本計画の基本理念

「みんなでこころを支えあう心地よいまち」

身近な人との会話やふれあいによるさまざまな支え合いの活動を増やしていきたい、つらく苦しくなったときは安心して相談できる場所がある、心地よいまちを、市職員や関係機関を含む全市民で共につくってまいります。

基本的な考え方

◎ほっとでき、生き生きと暮らせるまちづくり
多くのストレスを抱えていたとしても、温かい人と人とのふれあいや生きがいがあり、水と緑の自然に恵まれた環境の「東久留米」が、「ほっと」安堵でき、「いきいき」と暮らせるまちとなることを目指します。

◎支え合い、気づくことのできる地域づくり
周囲の人の変化に気づき、見守り、必要な支援につなぐ役割を担う人を増やし、市民が主体となって支え合うという地域づくりを努めます。また、市民が「助けを求めている」という認識を持つことができるよう、自殺予防やメンタルヘルスに関する啓発を行います。

◎相談しやすい体制づくり
市民の悩みや困りごとは、年代や状況によって様々です。そのため市が実施しているさまざまな相談窓口についてわかりやすく伝えていくとともに、市民がつらいときや苦しいときに安心して相談できる体制づくりを努めます。

◎市内・市外の連携体制づくり
本計画を市民のご協力を得ながら進めていくため、今年度から市民を対象としたゲートキーパー講習などを実施していきます。市職員や関係機関を含む全市民で自殺対策に取り組むこと、誰にも自殺に追い込まれることのない市を目指していきます。



東久留米市自殺対策計画の表紙

【計画期間】2年度～5年度の4年間
【数値目標】3年～5年の3年間の自殺死亡率(※2)を12・8以下に減少させる(※2) 自殺死亡率11人口10万人あたりの自殺死亡者数
本計画を市民のご協力を得ながら進めていくため、今年度から市民を対象としたゲートキーパー講習などを実施していきます。市職員や関係機関を含む全市民で自殺対策に取り組むこと、誰にも自殺に追い込まれることのない市を目指していきます。

「第三次 子ども読書活動推進計画」を策定しました

教育委員会は、自由で自主的な子どもの読書活動を保障するための読書環境の整備を目指すことを目的に、このたび、「第二次子ども読書活動推進計画」を策定しました。

進計画」を策定しました。

同計画の内容は、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、市政情報コーナー(市役所1階)、市ホームページ、



図書館ホームページでご覧いただけます。詳しくは中央図書館☎475・4646へ。

第49回くらしフェスタくるめ 実行委員募集

くらしフェスタくるめ(消費生活展)はくらしの中の契約や安全、環境、食、フェアトレードなど消費生活を考え、消費者意識の向上を図るイベントです。実行委員会と市の共催で毎年開催しています。今年は11月28日(土)・29日(日)の2日間で開催する予定です。実行委員会では、消費者生活に関心のある個人・団体・勤務内容(保育園児の健康管理など)に関する[資格]看護師資格を有する方



募集

保育園 看護師

【会計年度任用職員専門職】
【任用期間】4月1日～3年3月31日(再度任用の場合あり)
【勤務日時】祝日を除く月曜～土曜日のうち月16日(シフト勤務あり) 午前8時半～午後5時15分
【勤務場所】市立保育園

本計画の内容は、市政情報コーナー(市役所1階)、健康課(わくわく健康プラザ内)、中央・ひばりが丘・東部の各図書館、市ホームページでご覧いただけます。詳しくは健康課☎477・0022へ。

特別児童扶養手当・特別障害者手当などのご案内と各手当額のお知らせ

2年4月分から、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の各手当額が改定されました。

特別児童扶養手当

次①②③のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

- ①愛の手帳1～3度程度②身体障害者手帳1～3級程度③長期間安静を必要とする病状または精神の障害により、日常生活に著しい制限を受ける児童

特別障害者手当

20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方(おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方または、それらと同等の疾病、精神障害

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方(身体障害者手帳1級および2級の1部程度、愛の手帳1度および2度、一部程度の方または、それらと同等の疾病、精神障害

心身障害者福祉手当

次の①・②のいずれかに該当する方に支給されます。

- ①20歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度、または難病医療費助成受給者の方

重度心身障害者手当

常時特別な介護を必要とする重度心身障害者の方。新たな

事業者の方を募集し、テーマイベント、PR方法など、内容について検討していきます。

市民の皆さんに消費生活に関心を持ってもらえるよう、実行委員として一緒に活動をお願いします。 ※第1回実行委員会は、5月中旬を予定しています。会議は毎月1回、2時間程度で開催予定です。

平和への願を込めた 千羽鶴を受け付けています

市では、平和事業として、原爆が投下された広島市と長崎市に、平和への想いを込めた千羽鶴を毎年7月末に届けたいです。千羽鶴は年間を通して受け付けていますが、今年6月15日(月)までにいただいた千羽鶴を7月上旬(中旬(予定)に市役所1階屋内ひろばで展示した後、広島市(平和記念公園)と長崎市(方)に支給されます。ただし、施設入所者および障害年金などの受給者には支給されません。

【受付時間】平日の午前8時半～午後5時15分(正午～午後1時を除く) 【受付場所】総務課(市役所4階) 【お願い】千羽鶴は必ず糸につながれた状態で持参してください。糸につながれていない折り鶴は受け付けることができません。

【その他】折り紙が必要な方は、同課にご相談ください(数に限りがありますので、ご了承ください) 詳しくは同課☎470・7714へ。

【申請者本人・扶養義務者の所得制限あり。】
【手当月額】①が1万5500円、②が4000円

心身障害者福祉手当

次の①・②のいずれかに該当する方に支給されます。

- ①20歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する方②身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度、または難病医療費助成受給者の方

住宅加算

次の①・②のいずれかに該当する方に支給されます。

- ①手当月額1万5500円

重度心身障害者手当

常時特別な介護を必要とする重度心身障害者の方。新たな

6月10日(水)開催 予定の「国の登録有形文化財」村野家住宅「特別見学会」は中止になりました

6月10日(水)開催 予定の「国の登録有形文化財」村野家住宅「特別見学会」は中止になりました。 広報4月1日号4・5面に掲載しました「国の登録有形文化財」村野家住宅「特別見学会」について、6月10日(水)に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりましたので、お知らせします。 詳しくは株式会社兼七 ☎042・344・6735または郷土資料室 ☎472・0051へ。